

平成16年2月26日

各厚生労働大臣認可 { 水道事業者 } 殿
水道用水供給事業者

厚生労働省健康局水道課長

不法行為の未然防止のための警備強化について

標記について、警察庁警備局長より、別添写しのとおり各種警戒警備活動の強化について、指導強化の要望がありました。

つきましては、貴職におかれましても、下記について十分に留意の上、適切な措置をお願いします。

記

ライフラインの自主警備強化

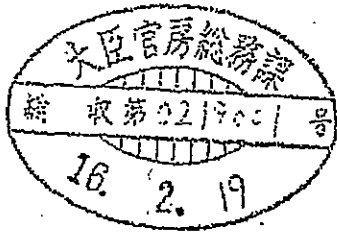
1. 自主警備体制の徹底

施設出入り者の管理、同施設周辺の点検頻度の増強等、自主警備強化等の徹底と業務車両、制服等の盗難防止と盗難時の警察への通報

2. 連絡責任者の再確認

警察等との連絡体制の再確認と関係情報及び不審情報の通報の徹底

3. 水道施設等における毒・劇物等の保管に対する管理強化

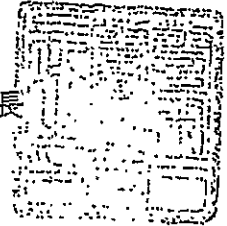


警察庁丙備発第18号

平成16年2月19日

厚生労働省大臣官房長 殿

警察庁警備局長



不法行為の未然防止に伴う警備協力について (要望)

貴台におかれましては、平素から警察運営に際してご理解とご協力を賜り、深く御礼と感謝を申し上げます。

さて、平成13年9月11日に発生した米国同時多発テロ事件以降、警察では、国内における重要施設の警戒警備の強化を継続しております。現在、日本国内でのテロを示唆する具体的な情報はないものの国際テロリストは、米国及びその同盟国に対するテロ攻撃を煽動し、テロの標的となる米国の同盟国の一つとして日本を名指しするなど、日本に対するテロの可能性も否定できない情勢にあります。

警察としましては、不法行為を未然に防止するため、あらゆる事態を想定した万全の備えを行うため、重要施設等の警戒、検問の強化等、総力を挙げて警備諸対策を推進しているところであります。

貴台におかれましても、本警備の重要性をご賢察のうえ、各種警戒警備活動を強化することに関しましてご理解とご協力をお願い申し上げますとともに、次の事項につきまして指導を強化されるなど適切な措置を採られますよう要望いたします。

厚生労働省に対する要望事項

- 1 自主警備による庁舎管理等の徹底
関係施設（職員の宿舎等を含む）における出入管理の徹底及び不審者、不審物発見時における速報体制の確立
- 2 関係事業者等に対する指導要請
 - (1) 自主警備体制の徹底
事業者による施設出入り者の管理、同施設周辺の点検頻度の増強等、自主警備強化等の徹底の指導と業務車両、制服等の盗難防止と盗難時の警察への速報
 - (2) 連絡責任者の再確認
警察等との連絡体制の再確認と関係情報及び不審情報の通報の徹底
- 3 N B C テロ対策の連携強化
- 4 水道事業者に対するライフラインの自主警備強化への指導
- 5 病院及び薬局、研究所等における毒・劇物等の保管に対する管理強化の指導